

平成30年4月10日

つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

つくばみらい市農業委員会
会長 齊藤常夫

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、つくばみらい市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	遊休農地面積
現 状 (平成30年3月末)	134 ha
平成30年度目標	122 ha
平成31年度目標	110 ha
平成32年度目標	98 ha
平成33年度目標	86 ha
平成34年度目標	74 ha
目 標 (平成36年3月末)	62 ha

【目標設定の考え方】

平成28年度の当初指針で定めた遊休農地面積（平成27年度末時点：124ha）を平成35年度末までに62haに半減するため、毎年12haを解消する。

(2) 遊休農地解消のための具体的内容

- ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施
- ②農地の適正管理の指導
- ③新規発生を防止するための実態把握と指導
- ④非農地判断

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 【A】	集積面積 【B】	集積率 【(B/A) × 100】
現 状 (平成30年3月末)	3, 550 ha	1, 287 ha	36.3%
平成30年度目標	3, 550 ha	1, 463 ha	41.2%
平成31年度目標	3, 550 ha	1, 639 ha	46.2%
平成32年度目標	3, 550 ha	1, 815 ha	51.1%
平成33年度目標	3, 550 ha	1, 991 ha	56.1%
平成34年度目標	3, 550 ha	2, 167 ha	61.0%
目 標 (平成36年3月末)	3, 550 ha	2, 343 ha	66.0%

※管内の農地面積は耕地及び作付け面積統計より

【目標設定の考え方】

平成35年度末の担い手への農地集積目標は、つくばみらい市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年7月）に基づき、平成30年3月末時点の集積面積1, 287 haから毎年176 haを新規に集積し、管内耕地面積3, 550 haの66%にあたる2, 343 haとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進方法

- ①農地中間管理機構との連携
- ②人・農地プランの見直し等において地域での話し合いの推進
- ③集落等の座談会への積極的参加
- ④個別訪問等実施による出し手・受け手の情報収集
- ⑤担い手（認定農業者等）の確保

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体(累計)
現 状 (平成30年3月末)	3 経営体
平成30年度目標	4 経営体
平成31年度目標	5 経営体
平成32年度目標	6 経営体
平成33年度目標	7 経営体
平成34年度目標	8 経営体
目 標 (平成36年3月末)	9 経営体

※現状については、平成28年度から平成29年度までの実績

【目標設定の考え方】

これまでの新規参入状況から新たに農業経営を営もうとする青年や法人等の新規就農者の年間目標を1経営体とし、平成35年度末に9経営体とする。

(2) 新規参入の推進方法

- ①関係機関（県，市，農林振興公社，JA）との情報共有
- ②就農支援相談や農地の斡旋による経営安定化のフォローアップ体制の強化

4 その他

指針の見直し：達成状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。